

■訪問介護の同一建物減算、効果を疑問視する声 介護給付費分科会

- ・社会保障審議会・介護給付費分科会で14日、訪問介護の「同一建物減算」がうまく機能しているのか疑問視する声が上がった。この減算が適用されている事業所の方が、経営が良い傾向にあるとする調査結果を踏まえた発言で、集合住宅へのサービス提供の在り方も含め減算の効果をきちんと検証するべきだという意見も出た。
- ・訪問介護での同一建物減算では、事業所と同じ建物などの居住者への効率的な訪問介護の提供について報酬の適正化を図るため設けられている。2023年度までは、▽事業所と同じ敷地内や隣接する敷地内にある建物、同一の建物（同一敷地内建物等）の居住者への訪問介護の提供▽「同一敷地内建物等」以外の利用者が1カ月当たり20人以上ーの場合は所定単位数から10%、「同一敷地内建物等」の利用者が1カ月に50人以上なら15%減算されていた。
- ・24年度の介護報酬改定では、同一建物に居住する訪問介護のサービス利用者の割合が高い場合の減算区分が創設された。直近6カ月間の訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内や隣接の敷地内にある建物の居住者（15%減算が適用される人は除く）への提供の割合が「正当な理由」なく9割以上だった場合は12%減算となる。
- ・厚生労働省が同分科会に報告した調査結果によると、23年度の収支差率が「5%以上」の訪問介護事業所の割合は、同一建物減算の算定があった194事業所では31.9%、算定がなかった623事業所で22.6%と10ポイント近い差があった。
- ・意見交換では伊藤悦郎委員（健康保険組合連合会常務理事）が、同一建物減算の算定があった事業所の方が良好な経営状況になっているとし「同一建物減算が機能しているかどうか疑問だ」と指摘。集合住宅へのサービス提供の在り方も含め、減算の効果をきちんと検証するべきだと主張した。
- ・石田路子委員（NPO法人高齢社会をよくする女性の会副理事長）は、移動の時間やコストなどを踏まえて同一建物の居住者へ訪問介護を提供する事業者と、それ以外の居住者に提供する事業者を分けて報酬を設定する仕組みにすることを提案した。
- ・一方、田中志子委員（日本慢性期医療協会常任理事）は、収支差率が高い事業所が悪いというような議論は避けるべきだと主張。若い働き手を確保するためにも、収支差率が高い

事業所に合わせて低い事業所の報酬を上げていく工夫が必要だと訴えた。

- ・江澤和彦委員（日本医師会常任理事）も、現行の減算の効果が適正かどうか、減算が効き過ぎていないかさらに分析するよう厚労省に求めた。

※詳細は下記資料をご参照ください。

第 246 回社会保障審議会介護給付費分科会（web 会議）資料

令和 7 年 4 月 14 日（月）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_56824.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_56824.html)